

村長への手紙

令和6年2月29日

① 倒木による停電、通行止めについて

個人所有の林等の、倒木は、間引き、枝払いされてない事による起因なら、費用は請求すべきでは？

放置森林や、樹木は、災害の起因に成るから、村から警告 指導お願いします。自分の土地の樹木の剪定 間引きしてる、当たり前の村民が馬鹿を見ない様に。

② 縦の木の湯について

長和町の2つの温泉は、町民の定期券安く、町民の利用多く、福利厚生の一躍担っています。

富士見の温泉も、町民とビジターの利用料金に大差有ります。

もし、村から補助金出てるなら、村民とビジターの差をもっと付けて、半年 一年定期を安くして、各家の風呂使わず、温泉利用して、CO2 削減 生存確認にお願いしたい。館内の蕎麦屋跡の利用の募集を、県内のラーメン屋や、蕎麦屋に打診しては如何？テナント料、0で、企業のステップに利用してもらうのは？

勿体無く思います。以前、滋賀のリゾートマンションのレストラン経営者募集したら、家賃無しにしたら、結構募集ありましたから。

村の回答

【① 今回の倒木による停電、通行止めについて】(担当課：建設水道課 建設係)

2月の降雪による倒木には大変なご不便をおかけして申し訳ありませんでした。

さて、倒木処理の費用についてですが、確かに多額の費用が掛かりそのすべてを山林所有者ではなく村が負担している実情があります。

ご存じのとおり、令和5年4月に民法が改正され、支障ある樹木や枝葉の伐採について、伐採に要した費用を請求できるようになりました。

しかしながら費用の請求も事前に伐採の依頼をし、それでも伐採してもらえない場合に費用を請求できるものと理解しております。

したがって何のアナウンスもなく唐突に倒木処理の費用を請求することは、多くの皆さんからは理解を得ることはできないのではないかと考えています。

また今回のような場合は緊急的に道路の機能回復を目的としていますので土地所有者を調査し連絡を取るよりも、とにかく道路を通すことを最優先としています。

当村では有線放送などで道路上に延びた枝などの伐採をしてもらうよう広報しているところですが、いまだ十分に管理いただけているとは言い難い状況です。

しかしご意見にありますように普段しっかり手入れをしている方と比べて、何もしない方が得をしてしまうようなことは望ましい状況とは言えませんので、今後も支障木や倒木といった様々な事案発生が懸念されることから、頂いたご意見を十分に踏まえ、しっかり研究した上で今後の業務改善に努めてまいります。

この度は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今後も当村の行政にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【② 縦の木の湯について】（担当課：商工観光課 商工観光係）

いただきましたご意見についてですが、令和6年4月より新たな指定管理者となり、様々な試みを始めています。以前、飲食を提供していた場所は現在、飲食の提供を開始しましたので、ぜひご利用ください。

利用料金についてはもみの湯の改修も控えていることもあり、今後検討していきたいと考えています。